

告 示

埼玉県告示第四百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十三年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東松山駅前ファッションモール

埼玉県東松山市箭弓町一丁目十六番十八号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成二十三年三月十四日